

○暴力団員による不当な行為の防止
等に関する法律

平成一八年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・刑法等の部を改正する法律（平成二五・六・一九法四九）
附則二条（平成一八・六・一八までに施行）

（指定）

第三案（柱書略）

二（柱書略）

イ 暴力的不法行為等又は第八章（第五十条（第二号に係る部分に限る）及び第五十二条を除く。以下この条及び第十二条の五第二号において同じ。）に規定する罪に当た
る違法な行為を行い禁錮以上の刑に処せられた者であつ
て、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつ
た日から起算して十年を経過しないもの

ロ（略）

ハ 暴力的不法行為等又は第八章に規定する罪に当た
る違法な行為を行い禁錮以上の刑の言渡し及びその刑の執行猶予
の言渡しを受け、当該執行猶予の期間を経過した者であつて、当該刑
に係る裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの

二一八（略）

三（略）